

平成 22 年（2010 年）5 月 2 7 日

県立(公立) 高等校長 様  
特別支援 学 校 長 様

教 育 長

### 暴力行為等の問題行動に対する取組について（通知）

児童生徒にかかわる暴力行為等の問題行動の根絶につきまして、従来から対応をいただいているところですが、今年度になりまして、県内の中高校生による集団暴力等があいついで発生しており、大変憂慮しているところであります。

学校における暴力行為は、発生件数の増加とともに質的な変化が問題であり、児童生徒が社会等の変化に対応できず、友人や教師との関係が築けないまま、攻撃的な態度につながってしまうなど、様々な背景が考えられます。

各校においては、全職員が児童生徒の自尊感情や自己肯定感を大切にしながら、一人ひとりと向き合い、心の変化を素早くうけとめることが重要です。

つきましては、下記により、安全で安心できる学校生活を送ることができますように家庭・関係機関等と密接な連携を取り、適切な対応に心がけるようお願いします。

### 記

#### 1 暴力行為の予防に向けた取組

##### (1) 基本的考え方

暴力行為は、社会においても許されない行為であることから、「学校においてもいかなる理由からも絶対許されない行為である。」と明確に否定し、教職員の毅然とした対応や解決に向けた粘り強い姿勢が求められる。

「暴力は人権侵害でもあり、人権尊重の精神に反する。」との認識を教職員が共有し、一致協力した取組が大切である。また、被害者の悲しみ・憤りに心を寄せ、暴力否定の気持ちを自らの心に生み出せるような機会を設ける必要がある。

## (2) 指導体制の確立

学校全体として暴力行為に対する一致した指導方針を共有し、管理職のリーダーシップにより、教職員間の役割分担を整えて、校内の指導体制を確立する必要がある。児童生徒の悩みなどに早期に対応する相談体制の充実、個別な事情を抱えた児童生徒への特別な配慮と指導の整備などが求められる。

## (3) 多面的・客観的な個別理解

暴力行為の背景として、児童生徒の特性や発達段階からの個人を取り巻く家庭・学校・社会環境に至るまで様々な要因が考えられる。このことから、教員が生徒指導に関連した法律の知識や教育相談の技法を学び、生徒理解に活かすことが求められる。必要に応じて、スクールカウンセラー等から専門的助言を求め、早期発見、早期対応に努める。

## (4) 規範意識の育成

家庭教育におけるしつけや基本的な生活習慣の確立を基盤として、他人への思いやりや互いを尊重して良さを認めあえる協調性の育成、学校や学級のきまりを守る意味と重要性などの継続的指導を進める。体験学習やボランティア活動、地域社会との連携した取組などを通じて規範意識の育成につとめる。

## 2 暴力行為の発生に伴う対応の基本項目

- ① 緊急性や軽重などを判断した迅速な対応
- ② 当事者（被害者と加害者）への対応と援助、周囲への指導
- ③ 正確な事実関係の把握
- ④ 指導方針の決定
- ⑤ 役割分担による指導と対応策の周知
- ⑥ 保護者、PTA、関係機関等との連携

(参考資料として県教育委員会ホームページ

「飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会提言」を参照)

<http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/sigoto/gyousei/iida/teigen1.pdf>